

## ～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)
- 5 最近の給与勧告の実施状況

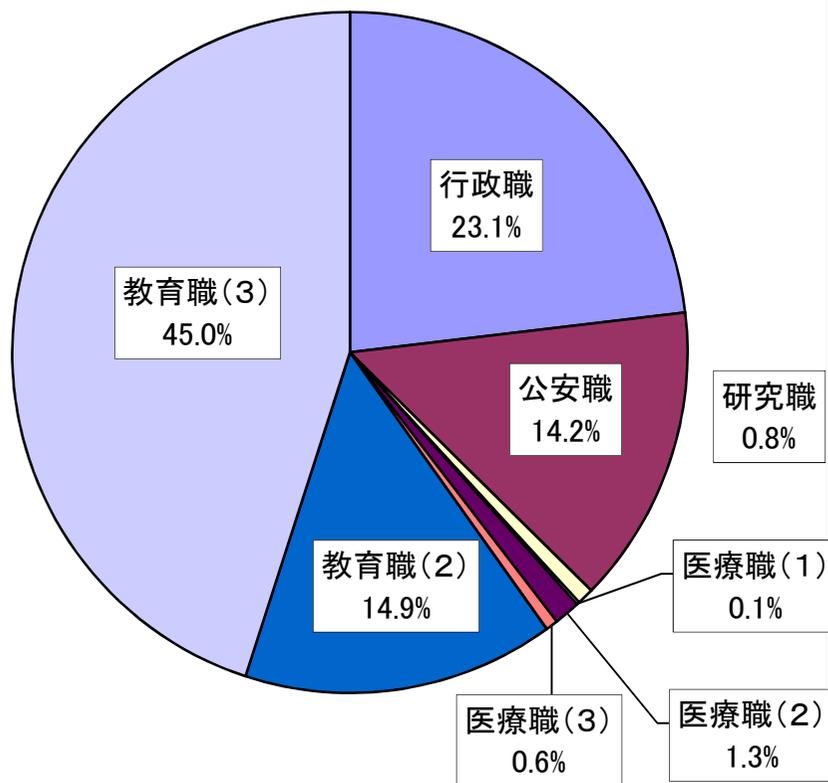
平成23年10月

熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。  
 職員数は、21,299人であり、昨年より270人の減となっています。(行政職については、4,926人で132人の減)  
 職員の平均年齢は43歳9月であり、昨年より2月増加しています。(行政職については、43歳11月で昨年と同じ)

<平成23年 職員構成比>



項目	職員数(人)			平均年齢(歳月)		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,926	5,058	△ 132	43.11	43.11	0.0
公安職	3,023	2,996	27	39.5	39.11	△ 0.6
研究職	170	165	5	41.1	41.3	△ 0.2
医療職(1)	29	31	△ 2	48.3	49.4	△ 1.1
医療職(2)	266	298	△ 32	45	45.5	△ 0.5
医療職(3)	125	125	0	46.1	46.7	△ 0.6
教育職(2)	3,176	3,231	△ 55	42.8	42.6	0.2
教育職(3)	9,584	9,665	△ 81	45.4	44.10	0.6
合計	21,299	21,569	△ 270	43.9	43.7	0.2

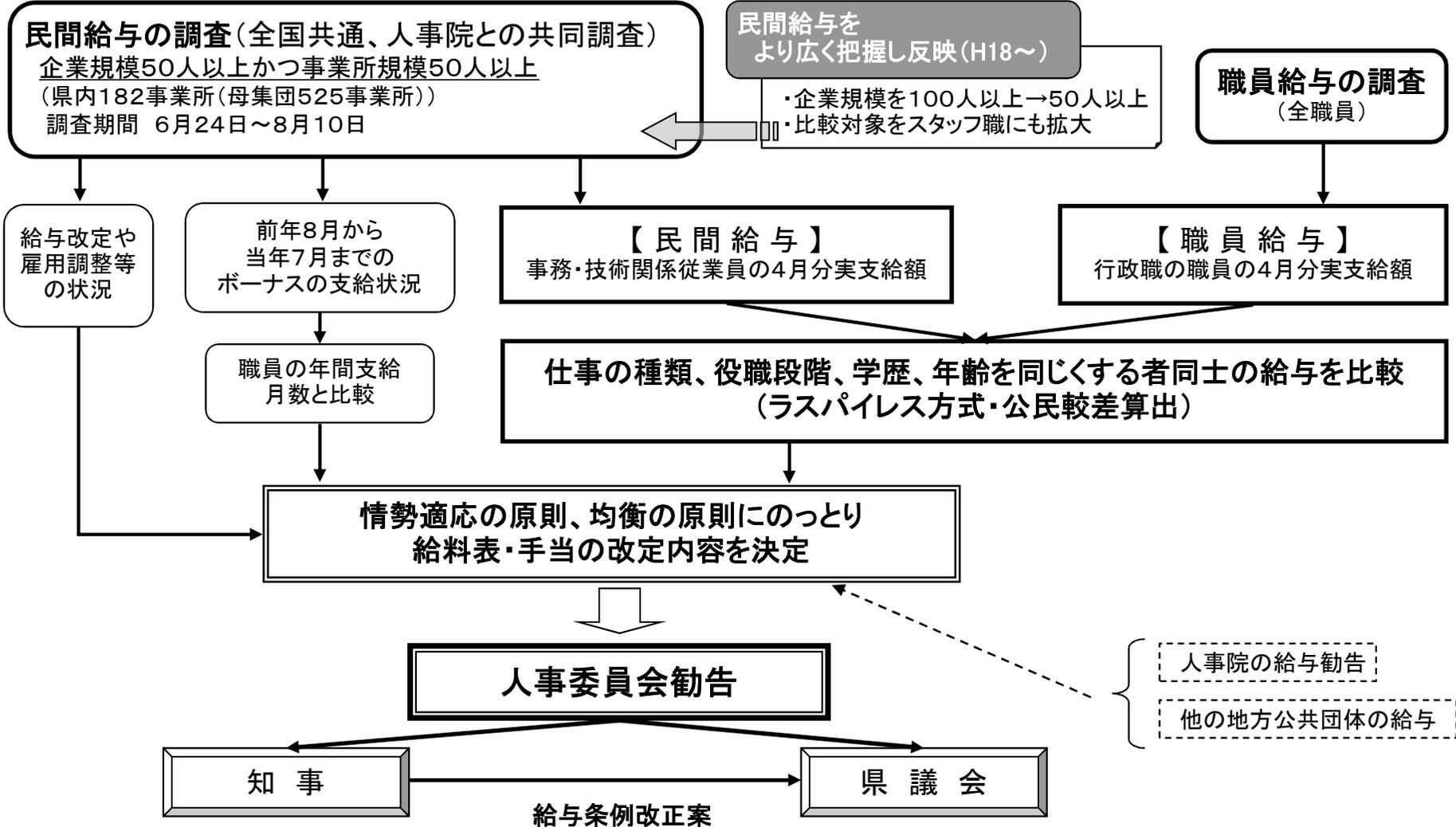
(平成23年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は平成23年職員給与実態調査による。

※ この表には、勧告対象職員のうち再任用職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除いています。

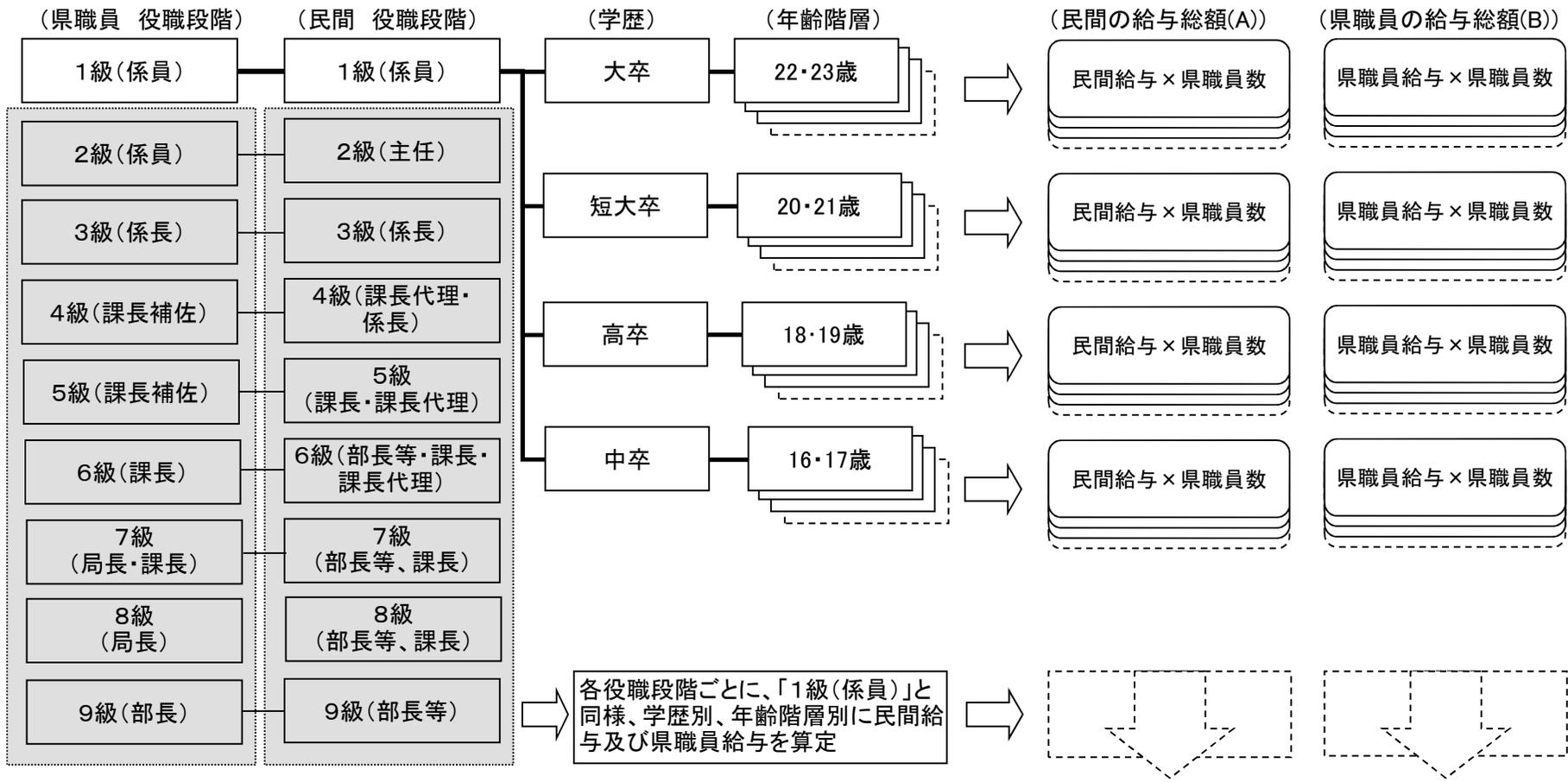
## 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



**本年の公民較差 Δ1,073円(Δ0.28%)** (民間給与(a)－県職員給与(b))

民間給与総額  
 ÷ 県職員総数  
 = 379,783円(a)  
 (民間給与)

県職員給与総額  
 ÷ 県職員総数  
 = 380,856円(b)  
 (県職員給与)

(注1) 平成23年職員給与実態調査の結果を基に算出  
 (注2) 平成23年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

#### 4 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)

(単位:円)

職務段階	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	独身	185,464	2,981,000	185,464	2,981,000	0
	30歳	配偶者	233,869	3,740,000	233,869	3,740,000	0
係長級	35歳	配偶者、子1人	284,698	4,601,000	284,698	4,601,000	0
	40歳	配偶者、子2人	342,899	5,602,000	342,899	5,602,000	0
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	393,489	6,426,000	392,325	6,407,000	△ 19,000
課長級	50歳	配偶者、子1人	481,885	7,712,000	480,240	7,685,000	△ 27,000
局長級	55歳	配偶者	515,908	8,508,000	513,862	8,472,000	△ 36,000
部長級	58歳	配偶者	616,112	10,334,000	613,880	10,293,000	△ 41,000

(注) 月額及び年間給与は、給料(給料カット後)、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出  
月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

## 5 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年 (1999年)	0.25%	4.95月	△0.30月	△10.2万円	△1.5%
平成12年 (2000年)	0.13%	4.75月	△0.20月	△7.1万円	△1.1%
平成13年 (2001年)	0.08%	4.70月	△0.05月	△1.7万円	△0.3%
平成14年 (2002年)	△2.02%	4.65月	△0.05月	△15.4万円	△2.5%
平成15年 (2003年)	△1.05%	4.40月	△0.25月	△17.0万円	△2.7%
平成16年 (2004年)	勧告なし(注1)	4.40月	—	—	—
平成17年 (2005年)	△0.36%	4.45月	0.05月	△0.4万円	△0.1%
平成18年 (2006年)	勧告なし(注2)	4.45月	—	—	—
平成19年 (2007年)	0.16%	4.50月	0.05月	2.8万円	0.5%
平成20年 (2008年)	勧告なし(注3)	4.50月	—	—	—
平成21年 (2009年)	△0.27%	4.15月	△0.35月	△15.2万円	△2.4%
平成22年 (2010年)	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円	△1.4%
平成23年 (2011年)	△0.28%	3.95月	—	△1.8万円	△0.3%

(注1) 平成16年の民間給与との較差は△0.01%。

(注2) 平成18年の民間給与との較差は0.01%。人事院勧告に準じた水準改定以外の勧告(管理職手当の定額化等)あり。

(注3) 平成20年の民間給与との較差は0.03%。人事院勧告に準じた水準改定以外の勧告(医師の初任給調整手当)あり。